

2019年5月26日・龍谷大学深草キャンパス

田村和男（大阪 過労死を考える家族の会）

堺市立泉ヶ丘東中学校 教員過労自死事案 ～なぜ自死に追い込まれたのか～

1. 過労死防止は今日の課題 中学校教員の6割近くが過労死ライン越え

- ・妻が亡くなって20年経った今、過労死ラインとされる一ヶ月平均の時間外80時間を超えて勤務する教員の割合が、中学校では58%、つまり、過半数の6割近い教員が過労死の危機にある。

また、教員の精神疾患の激増、20年間で3倍

- ・毎年約5千人が精神疾患で病気休職、妻の亡くなった1998年度の3倍
- ・とりわけ新任教諭の依願退職が増えて、その殆どが精神疾患

※1 教師の困難な現状については、久富善之「日本の教師、その12章ー困難から希望への途を求めて」（新日本出版社、2017.1.15）中の21～83頁
「第1部 日本の教師たちの今日的な受難」に詳しい

2. 被災者である妻の様子

(1) プロフィール

- ・1947年生まれ 小学校教諭の免許を通信教育で取得、1976年から堺市立小学校教諭に就職（とても喜んでいて、「天職」と言っていた）
- ・1986年から中学校教諭（本人は小学校のままを希望していたが、教育委員会が強く要請してやむなく中学校の社会科教諭へ、
- ・1996年から最後の職場となった泉ヶ丘東中学校へ転勤

(2) うつ病の発症(1997年6月)

- ・転勤後2年目の1997年6月、鳥取県大山での林間学校（2泊3日）から帰った直後にうつ病を発症。担任女子生徒2名が夜に行方不明になるなど不眠不休の3日間
- ・医師は「ただちに3か月の休業が必要」と診断。病院からの足で学校に行った私に対してM教頭は「今でもぎりぎりで行っているから休まないでほしい」。
- ・妻も「先生が急に休むと生徒が裏切られたと思う」と言われて、勤務を続けた。

(3) 緊急入院（1997年11月） 死亡(1998年10月)

- ・病気の妻に対して、支援や勤務軽減などの配慮などは全くなかった。
- ・発症後の1997年11月、勤務中に一挙に悪化し、中学校から病院へ緊急入院
- ・病気休職中も職場復帰に備えて、授業用のプリントや資料を大量に作っていた
- ・自宅療養中の1998年10月自死（享年51歳）

(4) 「人格がすり減っていく」

「無力感に襲われる」「人格がすり減っていく」「心の中に北風」「無力感に襲われる」

(5) 判決（大阪地裁、2010年3月29日）も指摘「強い肉体的、精神的ストレス」

「日常の勤務それ自体が強い肉体的、精神的ストレスを伴うものだった」、「(学校側の) 指導方針に一貫

性も統一性もなく、教師への積極的な支援もしなかった」

「(学校側の) 事なかれ主義的な対応に、女性教師は憤りと孤立感を深めた」

3. 多忙 過密な長時間労働

(1) 暴力の横行、成立しない授業

- ・荒れた学校で、暴力事件(対教師、生徒間)が多数発生、授業も成立しない
- ・本人も22年間の教師生活で初めての暴力を受けた。「私は殴られるような悪いことをしたのだろうか」と苦しんでいた。
- ・T学年主任は暴力事件の当日に保護者を呼んで形ばかりの謝罪をさせて一見落着。
この様子を見ていた同僚は「田村先生は納得できない表情でした」

(2) とにかく忙しい

- ・「トイレに行く時間がない」、「そのトイレも扉がすべて破壊されていた」
- ・授業以外の空き時間は、学校内の巡回、会議、他の授業の補充、生徒との話、行事(体育大会、文化祭、合唱コンクール、林間学校など)の準備などに追われる、昼休みも担任クラスの昼食指導。

(3) 持ち帰り残業

- ・デスクワークは、学校で一切できない、授業準備や教材研究もできない
- ・すべての授業を手作りプリントで行っていた(生徒が後でもわかるように)、自宅の大きな食卓いっぱい資料を広げ深夜まで熱心に作っていた。
- ・テストの採点、テストづくり、成績処理、書類作成などすべて自宅の持ち帰り残業
- ・保護者との電話相談 生徒指導、生活指導での問題が毎日おこり、夜には連日保護者や同僚などとの連絡に追われる、しかも、長い

4. 職場での支援が全くなかった

(1) 堺市教育委員会は放置 「知らない、分からない」

- ・1997年6月、堺市教職員組合が、この中学校の荒れている実態を訴えたところ、教育委員会事務局は「校長からそんな報告はないから、知らない、分からない」。
- ・この発言に組合が抗議したことから、教育長が学校を視察。その時に生徒から教育長に暴言が浴びせかけられた。これがきっかけで、急遽2名の指導主事がしばらく職員室へ常駐(全く異例の処置)。
- ・しかし、生徒の顔も名前も知らない指導主事は座っているだけで、教師は「余計に仕事がやりにくくなった」と妻は語っていた。例えば、職員室でデスクに座っていると、「校内巡回をしろ」「(校内に散乱する)タバコの吸殻を掃除しろ」。

(2) 校長「これだけ荒れていたら、誰がやってもいっしょ」

- ・1997年3月、新学年を前に、妻が2年のクラス担任引き受けの際M校長へ相談したところ、M校長は「かまへん、かまへん。これだけ荒れていたら、誰がやってもいっしょ」と言うだけで、妻は呆れていた。

(3) うつ病発症にもかかわらず、教頭「休まないで下さい」

- ・妻が2年生の担任を勤めていた1997年6月、鳥取県大山で二泊三日の林間学校が行われた。この

林間学校では、あらゆる場面で生徒はまとまった行動が出来ず、夜間に妻の担任クラスの女子生徒2名が一時行方不明になる事件も。

- ・林間学校の直後に、心身の不調からメンタルクリニックを受診したところ、重度のうつ病のため「直ちに3ヶ月の休業加療を要する」と診断された。
- ・私はその日に中学校へ行き、診断結果と休むことをM教頭に伝えた。ところが、M教頭は「ギリギリでやっているから、休まないで欲しい」というだけ。妻は「先生が急に休むと、生徒が不信感を持つから、休まないで下さい」といわれ、「生徒のため」といわれると、とても苦しいと妻が語っていた。

(4) 学年主任「なに言ってんの、頑張ってよ」

- ・結局、休業せずに仕事の軽減や支援の全くないまま仕事を続け、発症5ヵ月後の1997年11月、担任クラスの授業の際、正面前から2列目の席で漫画週刊誌を大きく広げていた生徒から漫画を取り上げたところ、生徒が取り返し隠した。
- ・職員室に戻って異常な表情で、T学年主任に「もうこれ以上仕事を続けることが出来ない」と訴えたところ、T学年主任は「先生、なに言ってんの、頑張ってよ、みんなも頑張っているじゃない」と「強い説教口調で責めているような感じ」で対応
- ・妻は学校から精神病院へ緊急入院し、亡くなるまで入退院、自宅療養。

(5) バラバラな教師

- ・学年会議で「私は生徒とうまくやっているから生徒に殴られない」と自慢する教師
- ・お好み焼きをおごったり、珍しかった携帯電話を使わせたり、金品も
- ・妻の授業プリントに対する非難「どうせ捨てられて、教室中がゴミになるだけ」
- ・妻は「教師がバラバラでとにかく仕事がやりにくい」

(6) 判決（大阪地裁、2010年3月29日）も指摘

「本件中学校での異常ともいふべき勤務環境に加え、対教師暴力の被害者になったにもかかわらず、それに対する積極的な支援がなく、かえって放置されたともいふべき状況」。

5. 公務災害裁判 松丸正弁護士の尽力で勝訴判決 公務災害と認定

- ・迷ったあげく、死後2年目の2000年10月に公務災害を申請
- ・申請から8年、申請は棄却され認められなかった（2008年6月）。
- ・大阪地裁に提訴（2008年10月）、被告は地方公務員災害補償基金 ※2
- ・同僚の証言、生徒の協力、労働組合の助けなどを得て、**勝訴判決（2010年3月29日）**、
- ・この判決は国会でも取り上げられた（参議院行政監視委員会2010年4月12日）後、確定した。※3、※4

※2 公務災害制度については、特集「地方公務員災害補償基金制度と教職員の働き方」季刊 教育法 (No.179、2013.12.25、3～73頁)

※3 判決全文は、判例紹介「公立中学校の教師が対教師暴力等が原因で精神疾患に罹患し、自殺した事案において、公務起因性が認められた事例」判例タイムズ (No.1328、2010.10.1、93～113頁)、

※4 判決要旨は、労働判例 (No.1004、2010.8.1-15、11頁) に掲載、

補足：憲法裁判について（報告は割愛、資料一覧のみ）

- ・公務災害と認められたので、遺族補償を請求したところ、「夫」と「妻」で異なる。
妻には年金、55歳未満の夫は一時金、性差別であり、憲法14条に違反
- ・一審の大阪地裁では勝訴、**憲法違反と判決**(2013年11月25日)
- ・ところが大阪高裁は合憲と逆転判決で一審判決を取り消し（2015年6月19日）
- ・この憲法裁判も松丸正弁護士に担当していただいた。
- ・最高裁へ上告したが、上告棄却と合憲判決、敗訴が確定（2017年3月21日）
- ・時代遅れの最高裁判決に新聞社説をはじめ批判多数が寄せられている

◆大阪地裁判決 2013（平25）11.25 についての資料

1. 大林啓吾「遺族補償年金差別訴訟」平成25年度重要判例解説（ジュリスト No.1466、4月臨時増刊号、2014年4月、19～20頁）
2. 判例紹介「遺族補償年金の受給要件につき・・・」判例時報 No.2216号（平成26年5月21日）、122～136頁、判決全文を掲載
3. 嵩さやか「遺族補償年金の受給にあたり夫にのみ年齢要件を付加していることは憲法14条1項に違反し無効であるとされた事例」判例時報2238号(平成27年1月1日)、148～152頁
4. 判例紹介「地公災基金大阪府支部長（市立中学校教諭）事件」（労働判例 No.1088、2014.6.1、32～50頁）、判決全文を掲載。
5. 嶋崎健太郎「遺族補償年金格差の合憲性」（「判例から考える憲法」2014年5月10日、207～216頁、法学書院）
6. 菊池馨実「遺族年金の男女格差は解消を」（週刊社会保障 No.2766、2014.3.3、32～33頁）

◆大阪高裁判決 2015年（平27）6.19 についての資料

7. 判例紹介「地公災基金大阪府支部長（市立中学校教諭）事件～自殺した教諭の夫に対する遺族補償年金等の受給資格該当性」（労働判例 No.1125、2016.2.15、27～56頁）、高裁判決の全文を掲載。
8. 判例紹介「遺族補償年金の受給について夫のみに年齢要件を課す地公災法32条1項が憲法14条に違反しないとされた事例」（判例時報 No.2280、平成28年3月1日、21～46頁）、判決全文。

◆最高裁第三小法廷判決 2017（平29）3.21 判決についての資料

9. 最高裁のホームページ「裁判所(COURTS IN JAPAN)」→裁判判例情報→最高裁判所判例集→平成29年3月21日で検索すると最高裁判決の全文(1ページ)が掲載
10. 判例紹介「地方公務員災害補償法32条1項ただし書き・・・」（判例タイムズ1439号、2017年10月号、2017.9.25、70～74頁）
11. 河谷はるみ「遺族年金における遺族概念の社会的変容～生計維持要件を中心に」（九州看護福祉大学紀要 VOL18.No1、63～70頁、2018年3月）

以上